

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 短期の前払費用の必要経費算入

Q : 私は個人事業者ですが、今年の11月30日に次の費用を支払いました。これらは今年の所得税の計算上、必要経費になりますか。

- ① 業界誌の購読料（平成14年12月号～平成15年11月号の12冊分の代金）
- ② 店舗の損害保険料（平成14年12月～平成16年11月の2年分）
- ③ 店舗の家賃（平成14年12月～平成15年11月の1年分）

A : ③の家賃は全額が必要経費となりますが、①の購読料と②の保険料は平成14年12月分だけが必要経費になります。

【解説】

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当年12月31日までにまだ提供を受けていない役務に対応するもの）は当年分の必要経費にならないのが原則ですが、支払った日から1年以内に役務の提供を受けるものに限り、支払った年分の必要経費とすることも認められています。ご質問の場合について検討すると、

- ① 雑誌の購読料は、役務の提供の対価ではないため前払費用としての取扱いはなく、14年12月号の代金だけが必要経費になります。
- ② 保険料（2年分）は、支払った日から1年以内に役務の提供を受けるものではないため、14年12月分だけが必要経費になります。
- ③ 家賃（1年分）は、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係る費用ですから、全額を今年の必要経費とすることも認められます。

